

## なは市民活動支援事業助成金交付要領

2018年（平成30）年6月1日  
那覇市市民文化部長決裁  
2019年（平成31）年4月18日  
一部改正

### （趣旨）

第1条 この要領は、なは市民活動支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、那覇市補助金等交付規則（昭和52年那覇市規則第34号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （事業目的）

第2条 多様なつながりで共に助け合い、よりよい暮らしを実現するため、本市で社会貢献活動を行う市民活動団体を支援することを目的に、市民活動団体の活動に対する助成金を交付する。

### （助成の対象コース及び団体）

第3条 助成金の対象となる団体は、社会貢献活動を行う市民活動団体であり、次の各号に掲げるものとする（法人格の有無は問わない）。

- (1) 一般コース NPO法人や一般社団法人、自治会、ボランティア団体、PTA、子ども会、その他任意団体、グループで次の要件を全て満たす団体
    - ア 主たる活動が那覇市内で行われていること、又は行われること
    - イ 3名以上の構成員がいること
    - ウ 団体の規約等を有していること
  - (2) 学生コース 高校生や大学生、専門学校生等の学生で構成される次の要件を全て満たす団体、グループ
    - ア 主たる活動が那覇市内で行われていること、又は行われること
    - イ 3名以上の構成員がいること
    - ウ 指導教員または指導する保護者等がいること  
(学生が未成年の場合は、当該指導者が助成金振込用銀行口座の管理を行なうこと)
  - (3) (1) (2)号の要件を満たす団体が主体となって組織する実行委員会等
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、助成の対象としない。
- (1) 政治、宗教、又は営利活動を目的とする団体

(2) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当する者が属する団体、またはそれらの暴力団又は暴力団員と密接な関係のある団体

(3) 公序良俗に反する団体またはそれらの団体と密接な関係にある団体

（助成の対象事業）

第 4 条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は次に掲げる事業とし、地域コミュニティの活性化や課題解決を目的とするものとする。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 防災・災害救援活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (10) 国際協力の活動
- (11) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (12) 子どもの健全育成を図る活動
- (13) 情報化社会の発展を図る活動
- (14) 科学技術の振興を図る活動
- (15) 経済活動の活性化を図る活動
- (16) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (17) 消費者の保護を図る活動
- (18) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- (19) 前各号に掲げる活動のほか、協働によるまちづくりに資する活動

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。

- (1) 政治、宗教、又は営利活動を目的とする事業
- (2) 他の公的助成・民間助成を受ける事業

（助成対象経費区分）

第 5 条 助成金の交付の対象となる経費区分は、別表第 1 のとおりとし、経費の支払い上限額は別表第 2 のとおりとする。

(助成金の種類)

第6条 助成金のコース、限度額及び助成率等については、次の各号に掲げるものとする。ただし、予算の範囲内で事業の経費の一部又は全部を補助するものであることから、各助成申請額に応じ、助成件数は変動するものとする。なお、一般コース、学生コースの各コースにおいて申請数に偏りがある場合は、コース間の予算流用ができるものとする。

- (1) 一般コース 一般団体が行う1助成事業当たりの助成金の額は、50万円を上限とし、助成率を対象経費の9割とする。ただし、交付回数制限は1団体につき年1回の交付で原則連続3回までとし、最終交付の年度から1年度経過後に申請できるものとする。
- (2) 学生コース 学生団体が行う1助成事業当たりの助成金の額は、10万円を上限とし、助成率を対象経費の10割とする。交付回数制限は無し。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付の申請をしようとする団体は、なは市民活動支援事業助成金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第1号様式の2)
  - (2) 収支予算書(第1号様式の3)
  - (3) 団体概要書(第1号様式の4)
  - (4) 規約・会則等の写し(一般団体のみ)
  - (5) 前年度の決算資料(一般団体のうち既存団体のみ)
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付の申請金額は、千円未満切り捨てとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付の申請を受けたときは、那覇市協働によるまちづくり推進審議会規則(平成26年9月30日規則第48号)に基づき、当該審議会(以下「審議会」という。)にその内容を審査させるものとする。

- 2 審議会は、前条の規定による申請内容を審査し、その結果を市長に報告しなければならない。
- 3 審査評価方法等については、別に定めるものとする。
- 4 市長は、第2項に規定する審査結果の報告を受け、助成金を交付することが適正であると認めるときは、交付すべき助成金の額を決定し、なは市民活動支援事業助成金交付決定通知書(第2号様式)により通知する。

- 5 市長は、交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。
- 6 市長は、第2項に規定する審査結果の報告を受け、助成金を交付することが不適正と認めるときは、なほ市民活動支援事業助成金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。
- 7 交付の決定金額は、千円未満切り捨てとする。

（変更の承認申請）

- 第9条 前条の規定により交付の決定を受けた団体（以下「助成団体」という。）が、事業の内容を変更する必要がある場合には、なほ市民活動支援事業変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、事前に承認を受けなければならない。ただし、助成対象経費の合計の2割を超えない範囲の経費配分の変更については、この限りでない。
- 2 市長は、前項の規定により変更承認に申請を受けたときは、その内容を審査し、なほ市民活動支援事業変更承認通知書（第5号様式）又はなほ市民活動支援事業変更不承認通知書（第6号様式）により通知する。

（実績報告）

- 第11条 助成団体は、助成事業を完了し、又は廃止したときは、その日から起算して30日を経過する日又は助成金の交付決定のあった会計年度の2月末日のいずれか早い期日までに、なほ市民活動支援事業実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。
- (1) 事業報告書（第7号様式の2）
  - (2) 収支決算書（第7号様式の3）
  - (3) 支払領収書の写し又は代金の支払いを証明できる書類の写し
  - (4) 印刷物（調査報告書・チラシ等）、制作物（映像、音楽等）の完成品
  - (5) 事業実績の全体像が把握できる写真
  - (6) その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

- 第12条 市長は、前条第1項の報告を受けたときは、その内容を審査し、交付決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、なほ市民活動支援事業助成金確定通知書（第8号様式）により通知する。
- 2 市長は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
  - 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、市長は、期限内に

納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(助成金の概算交付)

第13条 市長は、助成事業の目的又は内容の性質上その事業の終了前に助成金を交付しなければ、交付の目的を達成することが困難であると認めるときは、事前に概算交付することができる。

2 助成団体は、概算交付を申請するときは、なほ市民活動支援事業助成金概算交付申請書（第9号様式）市長に提出しなければならない。

(助成金の取消し)

第14条 市長は、助成団体が正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付を取消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 助成事業を実施しないとき。
- (2) 助成対象である事業を中止し、完了する見込みがないとき。
- (3) 助成金を助成対象事業の目的以外に使用したとき。
- (4) 第11条に規定する実績報告を提出しないとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをした場合は、なほ市民活動支援事業助成金交付決定取消通知書（第10号様式）により通知する。

(帳簿等の整備及び保存)

第15条 助成団体は、助成事業の実施状況及び助成事業に係る経費の収支に係る状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理等)

第16条 助成団体は助成事業の実施により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 助成団体は、取得財産等について取得財産等管理台帳（第11号様式）を備え、管理しなければならない。

(その他)

第17条 助成金の交付内容については、次のとおりとし、この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関しその他必要な事項は、別に定める。

- (1) 助成金交付概要は別表第 3 のとおりとする。
- (2) 助成金の交付は適正な請求書（第 12 号様式）を市が受理した日から 30 日以内とする。

付 則

この要領は、2018 年（平成 30 年）6 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要領は、2019 年（平成 31 年）4 月 18 日から施行する
- 2 なは市民活動支援事業審査委員会設置要綱（2018 年（平成 30）年 5 月 24 日施行）は、廃止する。

付 則

この要領は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。